

# 埼玉県手話通訳者等養成研修事業要綱

(平成29年4月1日施行)

(目的)

第1条 この事業は、聴覚及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、聴覚障害者等の社会参加を促進するため、各種講習会を実施し、聴覚障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、事業を民間団体に委託して、実施するものとする。

(事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 手話通訳者の養成
- (2) 要約筆記者の養成
- (3) 難聴者・中途失聴者に対する手話講習

2 前項の講習会は地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

3 第1項の講習会につき、実施要綱に定めのない事項は、受託者が県と協議の上別に定めるところにより実施する。

(登録)

第4条 県は、前条第1項第1号の講習会を修了し、受託者が県と協議の上別に定めるところにより実施する埼玉県手話通訳者試験に合格した者について、本人の承諾を得て、通訳者として登録するものとする。

2 県は、前条第1項第2号の講習会又は県が実施する「ステップアップ研修」を受講し、受託者が県と協議の上別に定めるところにより実施する埼玉県要約筆記者試験に合格した者について、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録する者とする。

3 県は、登録した通訳者又は要約筆記者の住所地の市町村に名簿を送付するものとする。

(留意事項)

第5条 この事業を実施するにあたっては、聴覚障害者等の現状及び市町村の通訳者、要約筆記者の派遣状況等を把握し、反映させていくものとする。

2 県は、登録された手話通訳者及び要約筆記者の資質及び技能の向上を図るため、研修及び実務指導等を行うものとする。